

第 6 部 事故災害対策計画

第1節 油等流出事故災害対策計画

船舶や工場等からの油や木材等の大量流出による海岸や河川の著しい汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制及び対策等について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 環境対策部 土木対策部 各区本部
防災関係機関	新潟海上保安部 新潟地方気象台 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 自衛隊 県 県警察 各警察署

1 油等流出事故予防対策

(1) 関係機関の相互連携

油等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等を処理するものが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐に渡ることから、防災関係機関が有機的に連携を図ることが極めて重要である。

市は、他の防災関係機関と事故情報や被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等について相互に情報共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するよう努める。

主な関係機関の窓口は資料編 表6-1-1-1 に示す。

(2) 防災訓練への実施と参加

市は、過去の災害状況を踏まえ、予想される油等流出事故の規模や被害の程度等を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、新潟海上保安部等が実施する防災訓練に積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努める。

また、油等の防除に関し専門的な知識やノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化を図る。

(3) 防除資機材の整備

市及び関係機関の防除資機材の保有状況は、資料編 表6-1-1-2 に示す。

(4) 情報マップの整備

油等の流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸地域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、事前に沿岸地域の利用状況等を把握しておくことが必要である。

そのため、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備することを検討する。

2 海上流出油等防除の基本方針

(1) 小規模流出事故への対応

新潟港（西港・東港）内又は近接海域での船舶又は陸上施設からの油等流出事故が発生した場合は、新潟海上保安部を中心とした「新潟県東部排出油等防除協議会」構成機関が同協議会会則に従い、防除活動を行う。

市は、同協議会の構成員として、同協議会会長である新潟海上保安部長から要請があった場合は、必要に応じて防除活動に参画する。

(2) 大規模流出事故災害への対応

油等が広域に拡大し、新潟県東部排出油等防除協議会だけでは対処できない場合又は外洋で大量に流出した油等が本県沿岸海域を広域に渡って汚染する場合は、新潟県地域防災計画に基づき県、沿岸市町村、第九管区海上保安本部（新潟海上保安部）その他関係機関が協議し、連携して防除作業を実施する。

第 1 節 油等流出事故災害対策計画

本計画は、大規模流出事故災害への対応を想定し、市は、主に海岸漂着油等の防除を中心に防除活動に参画する。

3 災害配備体制

(1) 警戒体制

大規模な油等の流出事故が発生した場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して警戒体制をとるものとする。

警 戒 体 制	内 容
・ 時間的に余裕がある場合 (事故発生場所が新潟市沿岸から離れている場合)	・ 市内の情報収集、連絡体制の確立 ・ 職員の非常参集 ・ 陸上から漂着状況の把握を行う体制の整備 ・ 防除作業に必要な資機材の準備 ・ 防除関係機関との情報交換
・ 時間的に余裕がない場合 (事故発生場所が新潟市沿岸や近隣市町村の場合)	※上記のほか、直ちに災害対策本部に移行できる体制

(2) 災害対策本部の設置

組織の編成及び動員体制については、第 3 部第 1 章第 1 節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

なお、担当業務については、平成 9 年 1 月 2 日に発生したナホトカ号重油流出事故配備体制(資料編 表6-1-1-3)を参考にする。

(3) 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地対策本部職員は本部職員のうちから、市長が指名する。

(4) 新潟県東部排出油等防除協議会との連携

新潟港及びその周辺に大量の油等が流出した場合、市は、新潟県東部排出油等防除協議会(事務局:新潟海上保安部警備救難課)からの要請に基づき、同協議会と十分に連携して防除活動等を行うものとする。

(5) 油防除対策調整会議への参加

大規模な油等流出事故が発生した場合は、新潟県地域防災計画に基づき、県が、関係機関の情報交換及び防除作業の総合調整の場として「油防除対策調整会議」を開催する。市は、同会議に職員を出席させ、必要な情報交換等を行うものとする。

ア 油防除対策調整会議参加機関等

事故原因者、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台、県、県警察本部、沿岸市町村、海上災害防止センター、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体、油等に関する学識経験者で知事が必要と認めるもの

イ 調整事項

- ・ 流出油等の防除対策
- ・ 防除活動の実績にかかる関係機関の調整

4 災害時の情報収集・伝達計画

(1) 情報の収集・伝達方法

ア 防災関係機関からの情報収集

対策本部事務局は、主な防災関係機関が参加する油防除対策調整会議等を通じて情報を収集する。

イ 防災関係機関が収集、伝達する主な情報

機 関 名	収 集 ・ 伝 達 す る 主 な 情 報
事 故 原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報 ・ 流出油等の防除措置の実施状況に関する情報
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・ 市が実施した防除活動に関する情報 ・ 資機材に関する情報 ・ 回収困難な地域の自衛隊派遣要請要求に関する情報
新潟海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視船艇、航空機で収集した情報 ・ 気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報 ・ 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報 ・ 防除活動実施状況に関する情報 ・ 油等の専門家に関する情報 ・ 海上における警戒区域を設定した場合の県等に対する通知
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・ 関係防除機関の防除活動に関する支援情報 ・ 油回収船の出動状況に関する情報
新潟地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場付近に係る気象情報 (海上風・波浪等に係わる予報や警報等の迅速な提供)
北陸地方整備局 (信濃川下流河川事務所・ 阿賀野川河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・ 関係防除機関の防除活動に関する支援情報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県所有船舶及びヘリコプターで収集した情報 ・ 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・ 県が実施した防除活動に関する情報 ・ 市町村の漂着状況に関する情報 ・ 市町村や防災機関が実施した防除活動に関する情報 ・ 資機材に関する情報 ・ 油等の専門家に関する情報 ・ 県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等
県 警 察 本 部 署 各 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察用航空機、船舶及び海岸パトロールで収集した情報 ・ 災害地付近の警戒及び交通規制等の実施状況に関する状況 ・ 関係防除機関の防除活動に関する支援情報
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機及び船舶で収集した情報 ・ 関係防除機関の防除活動に関する支援情報
海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除措置の実施状況に関する情報 ・ 油等の専門家に関する情報

ウ 住民への周知

(ア) 周知事項

- ・ 事故の状況

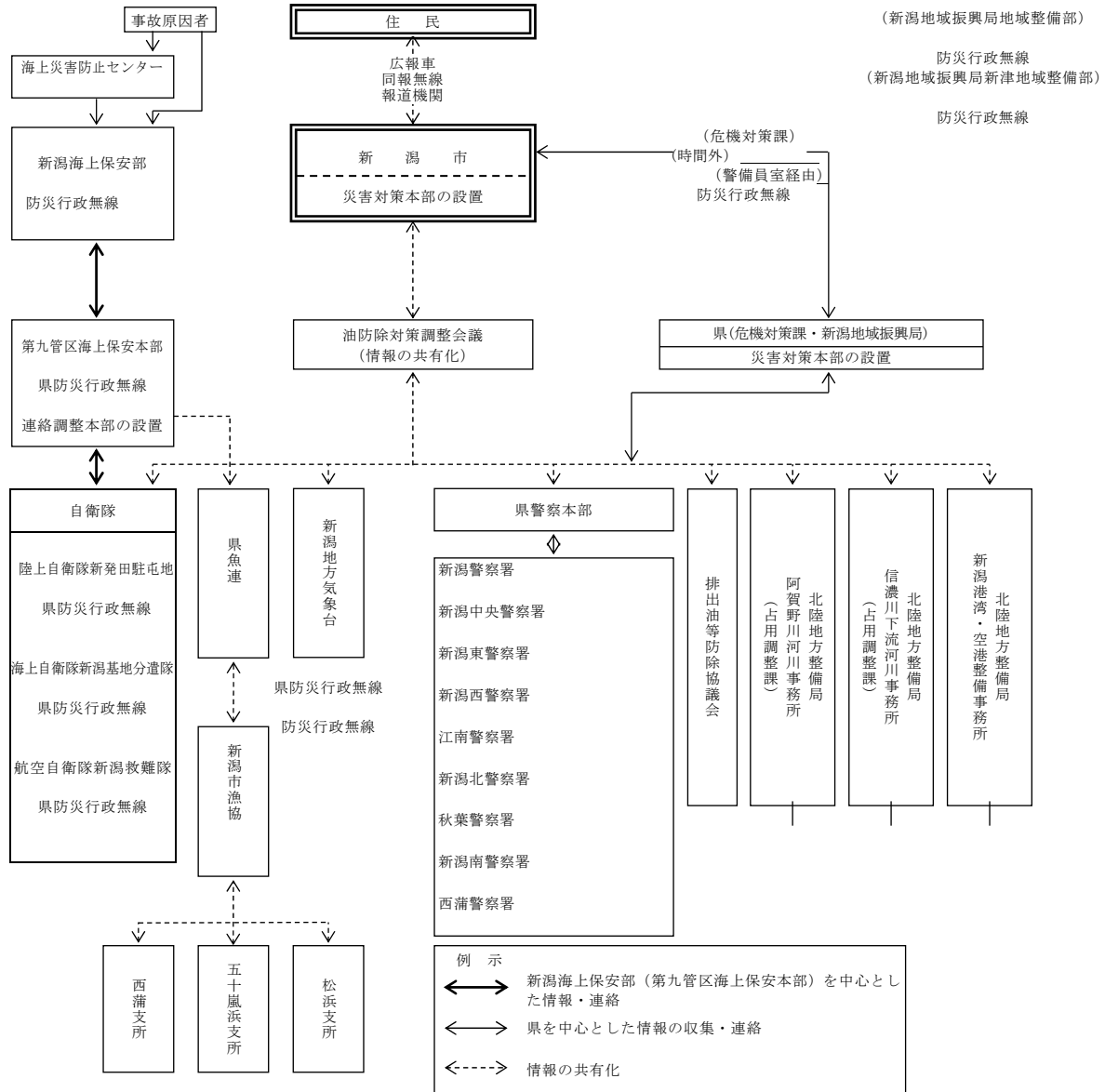
第 1 節 油等流出事故災害対策計画

- ・ 防災活動の状況
- ・ 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- ・ 高齢者等避難の注意事項

(イ) 周知方法

- ・ 第 3 部第 1 章第 9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。

エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図



5 油等流出事故防除対策

(1) 流出油等の漂流予測

市は、新潟海上保安部等や油防除対策調整会議を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努める。

(2) 油防除対策調整会議における防除対策の検討

ア 関係機関の役割分担

油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する。

イ 段階的防除目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本として、以下の目標を定めるものとする。

(ア) 第 1 段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

(イ) 第 2 段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

(ウ) 第 3 段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により海岸への漂着を阻止することを目標とする。

(エ) 第 4 段階の目標

海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位にしたがって海岸を防除し、被害を軽減することを目標とする。

ウ 防除対策の検討事項

(ア) 海上における流出油等の防除対策

(イ) 漂着油等の防除対策

(ウ) 回収油等の処分対策

(エ) 資機材の調達・斡旋

(オ) その他必要とする防災対策の検討及び調整

(3) 海上での防除対策（浮流油等の距離に応じた対策）

ア 事故原因者等の措置（委託を受けた海上災害防止センターを含む）

油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張・損傷箇所の修理、排出油等の回収等）を行う。

イ 新潟海上保安部の措置

(ア) 事故原因者等に対し、必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法等に基づく防除措置を講ずる。

(イ) 事故原因者等のみで対応できない場合は、事故原因者等と調整し、対応する「排出油防除協議会」に出動要請する。

(ウ) 流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止等を行い海上交通の安全確保に努める。

(4) 漂着した油等の防除対策

ア 防除活動の実施者

漂着油等の防除は、原則として事故原因者（及び委託を受けた海上災害防止センター等）が行う。

市は、原因者等が迅速かつ十分に漂着油等の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、原因者等に代わって防除活動を実施する。

市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法により作業を実施するよう努める。

防除作業は、市の職員及び消防団員により行い、ボランティアによる防除活動とも十分な連携を図る。

また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備する。

イ 市のとるべき役割

(ア) 漂着油等の防除の実施に際しては、県が設置する「油防除対策調整会議」において、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油等の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行う。

(イ) 市は、漂着油等の状況により必要と認める場合は、災害対策本部等を設置し、防除活動に務める。

第 1 節 油等流出事故災害対策計画

なお、防除活動を行う場合は、平成 9 年 1 月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」における配備体制を参考にして組織する。

(ウ) 災害現場における防除活動の調整

市は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で原因者の代理人（サーベイヤー）と事前に打合せ、了解を得るものとする。

- ・防除方針の周知
- ・作業手順の明示
- ・参加機関の担当区域の調整
- ・作業日及び作業時間等の設定
- ・作業の安全管理、健康管理等の指針の周知
- ・作業記録の報告
- ・その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

(エ) 事前準備

a 防除資機材等の調達

ビーチクリーナー・ポンプ・高圧水洗浄機・バックホウ・バキュームカー・油処理剤・オイルマット・むしろ・オイルフェンス・ひしゃく・バケツ・ポリ袋・ビニールシート・オープンドラム缶・ダンボール箱・ゴム長靴・ゴム手袋・ゴム合衣

b 海岸監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするための海岸監視所を、範囲を決めて設置する。

c 現地集合場所及び仮設トイレ等の設置

回収要員・ボランティア等が油等回収作業を行うため拠点ごとに集合場所や仮設トイレ等を設置する。また、飲用・手洗い用等に水道水が必要な場合は、仮設給水所を設置する。

d 資機材置場及び駐車場の確保

油等回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

e 漂着油等の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に集積・保管する場所を県と協議し確保する。

f 救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

(オ) 防除作業従事者の健康管理

a 作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

b 作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油等の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

(主な装備)

- ・マスク
- ・ゴム手袋、ゴム長靴
- ・眼鏡（スキー用ゴーグルや薬剤散布用眼鏡等）
- ・保護衣（雨カッパ等）

(カ) ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られ

- るようボランティアとの連携に務める。
- a 必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。
 - b 防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行う。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行う。
 - c 活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮する。
 - d 健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に務める。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励する。

ボランティアとの連携については、第 3 部第 1 章第 35 節「ボランティア活動支援計画」に準じる。
- (4) 海岸保全施設等の防除対策
海岸等の管理者は、必要により管理する施設の防除活動を実施する。
- (5) 河川施設等の防除対策
- ア 河川管理者は、油等の漂着により河川が汚染し、河川管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は、関係機関と連携して必要な防除活動を行う。
 - イ 河川及び水路に水質汚濁が予想されるときは、信濃川・阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会において、河川水質汚濁対策に関する各機関相互の連絡調整を図る。
- 【信濃川・阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会】**
- (事業)
- ・水質汚濁の資料及び情報に関する事業
 - ・緊急時に関する事業
 - ・水質監視に関する事業
 - ・水質汚濁対策の推進に関する事業等
- (主な構成機関)
- 北陸地方整備局
関東経済産業局
県
関係市町村
信濃川・阿賀野川両水系水質協議会 等
- (6) 回収油等の処分
- ア 油等の処分は、国及び県の指導のもと事故原因者（委託を受けた海上災害防止センター等）が収集、運搬、処分及び関連資機材の調達、運送手段の確保等を行うものとする。
 - イ 市は、関係機関及び海上災害防止センター等と協議して、海岸で回収した油等を事故原因者等が収集・搬出するまでの仮置き場を選定する。
- (7) 漂着油等防除処理費用の集約及び請求
- ア 市は、漂着油等の防除作業に際し市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。
 - イ 油濁等損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は、県と協議し、協力を得て、請求事務を行うものとする。
- (8) 環境汚染の応急対策
- ア 環境汚染状況等に関する県への情報の提供及び住民等への広報を行う。

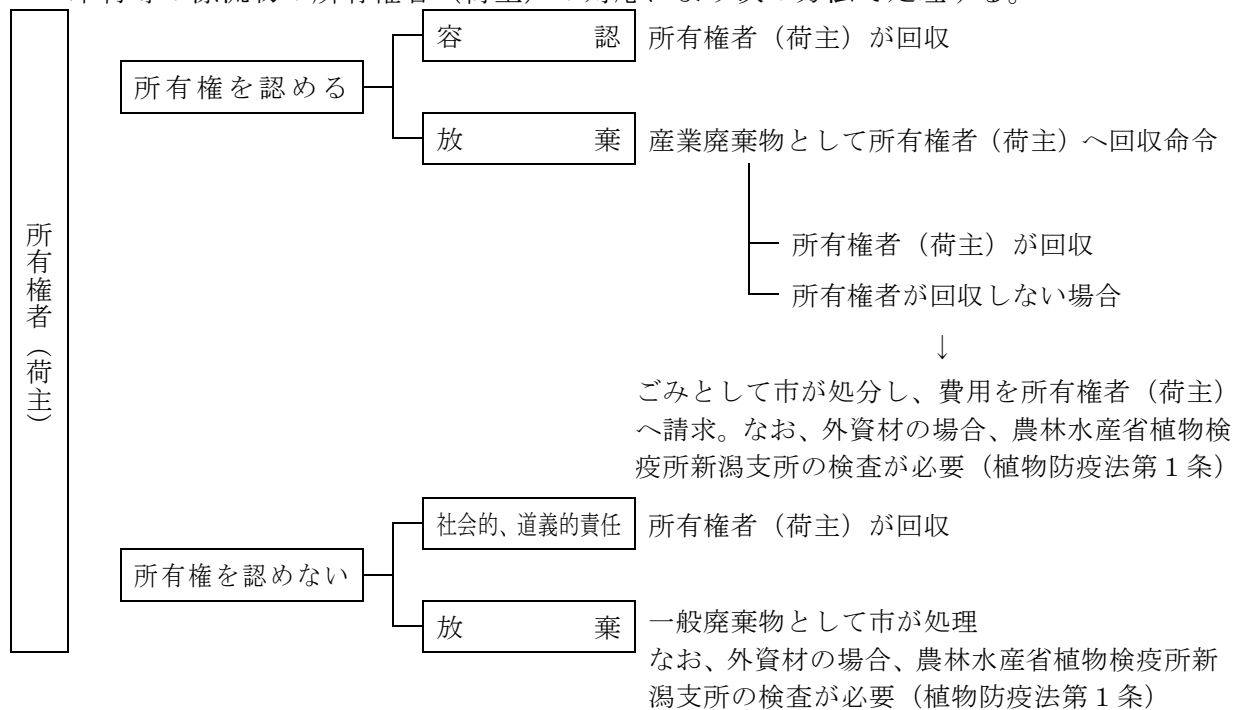
第 1 節 油等流出事故災害対策計画

- イ 環境影響調査の実施及び住民への結果の広報を行う。
- ウ 住民の健康への影響が予測される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難勧告時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。
- (9) 野生動物の救護等
 - ア 野生鳥獣類の救護については、県、市獣医師会及び野鳥保護団体等へ協力を要請し、連携して効果的に保護・収容・移送等を行う。
 - イ クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く）の救護については、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設へ収容する。
 - ウ 油等流出事故に伴う野生鳥獣等の被害状況を把握し、県へ情報の提供を行う。

6 流出木材等防除対策

木材等の漂流物の対策については流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応については次による。

- (1) 木材等の漂流物が海上にある場合の対応
 - ア 所有者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。
 - イ 新潟海上保安部が船舶航行安全の確保の面から回収する。
 - ウ 関係機関、漁業協同組合等で安全の確保の面から回収する。
 - エ 港内の回収は港湾管理者が港内安全確保の面から回収する。
 - オ 回収した漂流物の処理方法は（2）に準ずる。
- (2) 木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応
 木材等の漂流物の所有者（荷主）の対応により次の方法で処理する。



第 2 節 海上事故災害対策計画

船舶の遭難、火災により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、船舶の安全確保、港湾および沿岸地域の人命・財産の保護を図るための対策について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 関係各区本部
防災関係機関	新潟海上保安部 新潟地方气象台 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 県警察 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部

1 海上事故予防対策

(1) 海上火災等の予防対策

ア 新潟海上保安部と新潟市消防局との業務協定

新潟港及びその周辺における船舶の火災予防等については、「船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定」により、新潟海上保安部と新潟市消防局が協力して行うこととする。

船舶の消火活動の担任範囲

新潟市消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 ・河川（港則法による港の区域を除く。）における船舶 ※この場合、新潟海上保安部は新潟市消防局に協力する。
新潟海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の船舶 ※この場合、新潟市消防局は新潟海上保安部に協力する。

イ 合同防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される海上事故の規模等を想定した実戦的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。

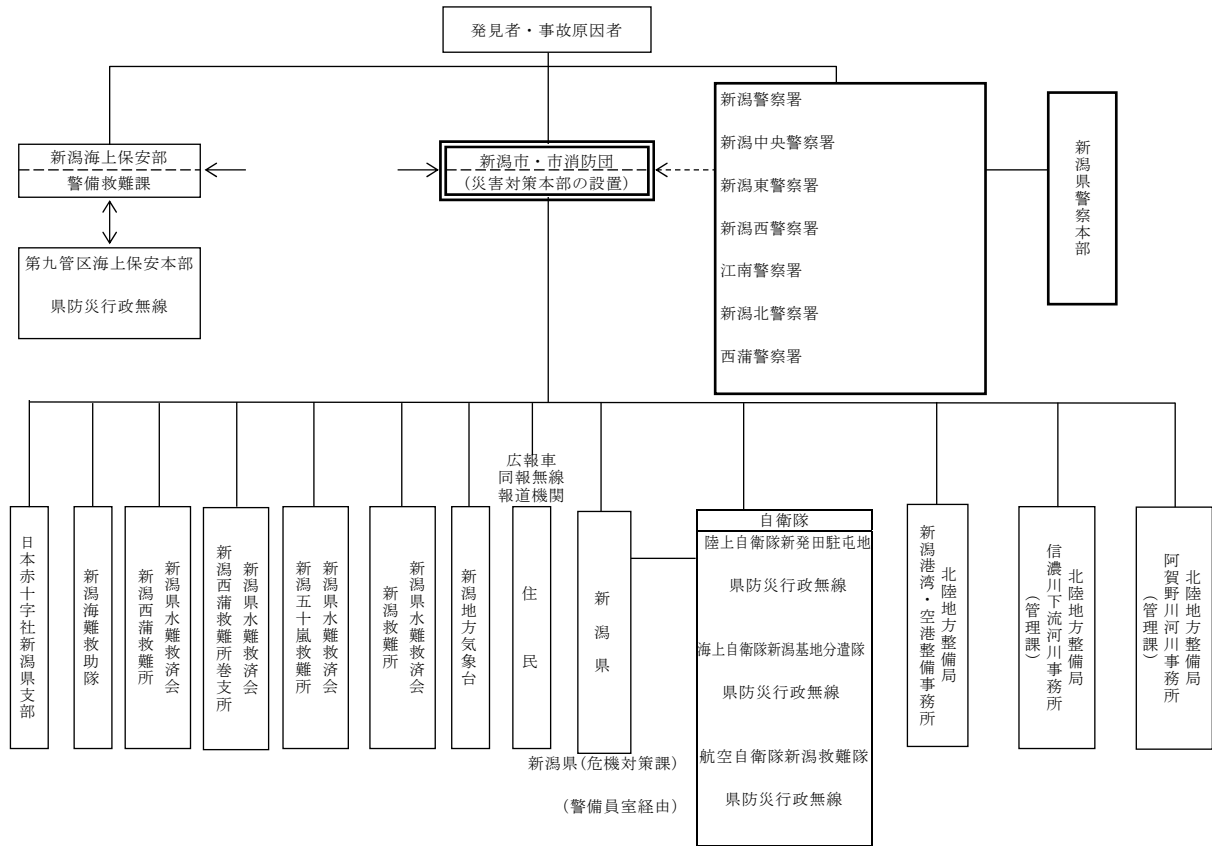
ウ 防災機関の相互連携体制

海上で発生した事故情報を迅速かつ的確に把握するため、防災関係機関との連絡窓口、連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

海上事故に関する主な関係機関の窓口については資料編 表6-1-2-1 に示す。

2 海上事故応急対策

(1) 被害・活動情報の伝達系統



(2) 関係機関の取るべき措置

ア 新潟海上保安部

(ア) 非常配備・警戒配備の発令と災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、非常配備又は警戒配備を発令し、必要ある時は災害対策本部を設置する。

(イ) 情報の収集、伝達

a 新潟市災害対策本部及び防災関係機関との密接な連絡をとり、災害に関する情報の収集交換を行う。

b 巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害現場に派遣して情報を収集し関係機関に伝達する。

(ウ) 負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出及び海上輸送等を行う。

(エ) 緊急輸送等

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援する。

(オ) 自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合又は事態が急迫している場合は、自衛隊の派遣を要請するものとする。

(カ) 関係機関と連携した捜索活動の実施

関係機関と連携し、行方不明者等の捜索活動を効率的に実施する。

(キ) 海上交通の安全確保

a 船舶への災害情報の広報・周知

- b 船舶の通行禁止、制限等の措置
 - c 海難船舶等の移動及び障害物の除去
- (7) 船舶火災の消火活動
 - a 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。
 - b 新潟海上保安部及び市消防局は、相互協力して消火活動を実施する。
- イ 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所
 - (7) 災害情報の収集及び情報連絡
 - (イ) その他必要な措置
- ウ 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所
 - (7) 災害情報の収集及び情報連絡
 - (イ) その他必要な措置
- エ 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所
 - (7) 災害情報の収集及び情報連絡
 - (イ) その他必要な措置
- オ 新潟県
 - (7) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 緊急対策上必要な事項についての関係機関等への要請
 - (ウ) 自衛隊への災害派遣の要請
- カ 県警察本部、各警察署
 - (7) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 警察用船舶及び航空機による負傷者の救出、救助
 - (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
 - (エ) 死傷者の身元確認
- キ 新潟地方気象台
 - (7) 関係防災機関等への気象、水象情報の提供
- ク 海上災害防止センター
 - (7) 事故原因者等からの委託による船舶火災の消火活動等
- ケ 新潟県水難救済会新潟救難所、新潟県水難救済会新潟五十嵐救難所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所巻支所、新潟海難救助隊
 - (7) 新潟海上保安部からの要請による負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送
 - (イ) 新潟海上保安部からの要請による遺体の収容及び行方不明者の捜索
- コ 日本赤十字社新潟県支部
 - (7) 救護所の設置
 - (イ) 負傷者に対する医療救護
- (3) 市のとるべき措置
 - ア 災害対策本部の設置

市長は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

なお、組織の編成および動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。
 - イ 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地対策本部職員は本部職員のうちから、市長が指名する。
 - ウ 地域住民に対する避難指示

市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、同報無線、サ

第 2 節 海上事故災害対策計画

イレン、広報車等により避難の勧告及び指示を行うものとする。

なお、避難の指示については、第 3 部第 1 章第 10 節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、新潟海上保安部、新潟県、各警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、新潟海上保安部から要請のあった場合、新潟県水難救済会及び新潟海難救助隊は、救助活動に協力するものとする。

オ 沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸に及ぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行う。

カ 行方不明者・遺体の捜索及び埋葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第 3 部第 1 章第 24 節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。

(4) 消防局のとりべき措置

ア 出動体制

「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防艇等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の負傷者等が発生した場合は「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

新潟海上保安部との業務協定に基づき、相互に情報交換を行い、連絡調整を行う。

なお、消火活動の担任区分は次のとおり。

(ア) 消防局が主体となり新潟海上保安部が協力するもの。

- ・埠頭又は岸壁に係留された船舶及び入渠中の船舶
- ・河川（港則法による港の区域を除く。）における船舶

(イ) 海上保安部が主体となり消防局が協力するもの

- ・前記(ア)以外の船舶

(5) その他の防災関係機関のとりべき措置

海岸管理者等は、市から事故情報を受けた場合は、当該管理区間における巡視及び監視を速やかに実施し、その結果を逐次、市に連絡するものとする。

第3節 航空事故災害対策計画

新潟空港及びその周辺とそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に対応するため防災体制及び対策について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 保健衛生対策部 各区本部 市民病院対策部
防災関係機関	各航空会社 東京航空局新潟空港事務所 第九管区海上保安本部新潟航空基地 航空自衛隊航空救難団新潟救難隊 県 県警察 各警察署 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟空港消防救難隊（空港関連企業）自衛隊 日本赤十字社新潟県支部

1 航空事故予防対策

(1) 空港火災等の予防対策

ア 新潟空港事務所と新潟市消防局との協定

「新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」により、新潟空港及びその周辺^{*1}における航空機に関する火災が発生又は発生のおそれのある事態に際し、新潟空港事務所と新潟市消防局が協力して消火救難活動を行う。

※1 「空港周辺」とは、空港の標点から半径9kmの円内の範囲で空港内を除く区域をいう。

イ 消火救難活動の区域と活動主体

区 域	各航空会社等	新潟空港事務所	新 潟 市	その他の関係機関
新 潟 空 港	活動主体	活動主体	必要に応じて	必要に応じて
新潟空港周辺	活動主体	必要に応じて	活動主体	必要に応じて
その他の市域	活動主体	——	活動主体	必要に応じて

ウ 合同防災訓練の実施等

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される航空事故の規模等を想定した実戦的な防災訓練を実施するよう努める。

また、現場救難活動の流れ等の活動方針を明記した行動マニュアルを作成し、訓練を実施する中で職員の習熟を図る。

エ 防災関係機関の相互連携体制

新潟空港及びその周辺・その他の市域で航空事故が発生した場合の、防災関係機関との連絡窓口は資料編 表6-1-3-1 に示す。

また、防災関係機関（空港事務所、消防局、市医師会、市歯科医師会、新潟市民病院、関係航空会社）は事故に備えるため救急救助用資機材、消防施設及び資機材、医療資機材等を整備するとともに保有状況等について定期的に情報交換を行う。

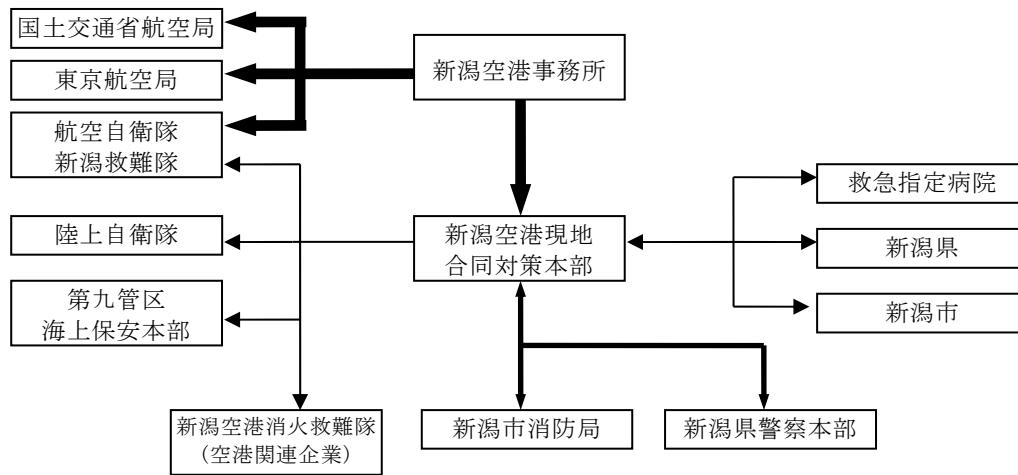
2 航空事故応急対策

(1) 被害・活動情報の伝達系統

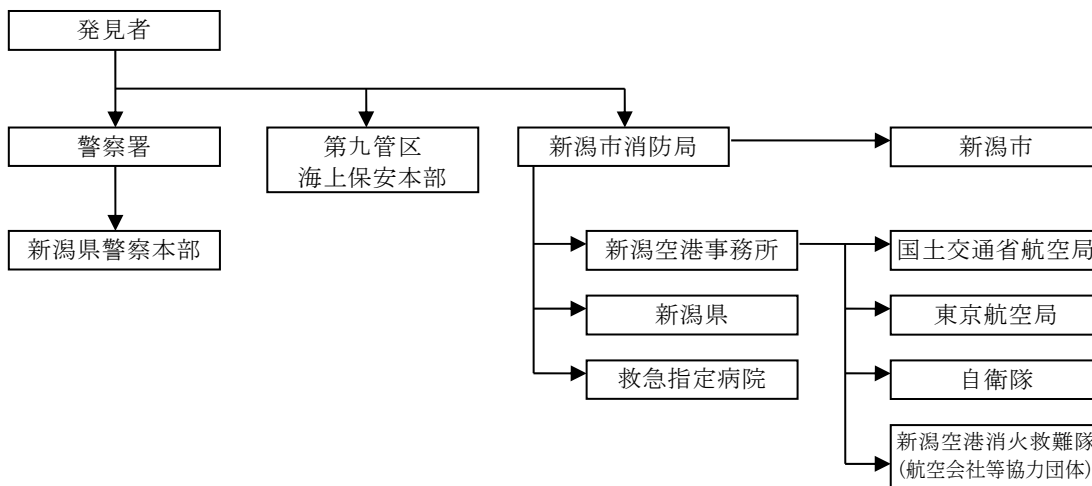
航空機災害が発生した場合の伝達系統は次のとおりである。

ア 新潟空港及びその周辺における災害の場合

(ア) 新潟空港内で発生した場合



(1) 新潟空港外の市域内で発生した場合

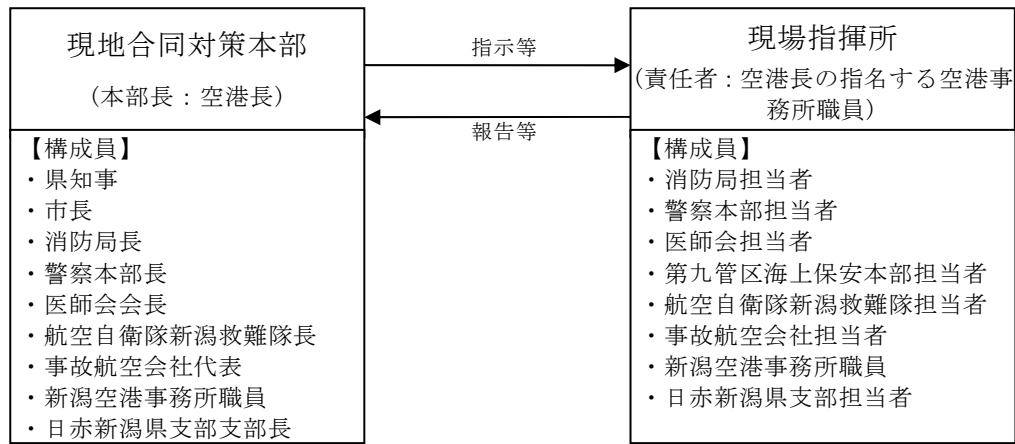


(2) 応急体制の確立

ア 新潟空港及びその周辺での災害に対応する体制

(ア) 新潟空港長は、大規模な航空災害が発生し、消火及び救難救助を行う必要があると認めた場合は、関係機関が行う活動の総合調整を行うため、空港事務所 1 階の危機管理室に現地合同対策本部を設置する。

また、空港事務所は、航空機事故が発生し、消火救難活動及び救急医療活動を迅速かつ的確に行うため、現場において関係機関との連絡調整を図る必要があると認めた場合に、構成機関の協力のもと、事故現場全体を見渡せる場所に現場指揮所を設置する。



- (イ) 自衛隊（派遣部司令官）への派遣要請は、現地合同対策本部長（空港長）が行う。
- イ その他の市域での航空事故災害に対応する体制
- (ア) 県及び市
- 県及び市は、事故の状況により「災害対策本部」を設置するとともに、必要により事故現場に「現地災害対策本部」を設置する。
- (イ) 県警察本部、各警察署
- 県警察本部又は事故現場若しくは現場を管轄する警察署等に「警備本部」及び「署警備本部」等を設置する。
- (ウ) 日本赤十字社新潟県支部
- 日本赤十字社新潟県支部は、「災害対策本部」を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置することとする。
- (3) 関係機関のとりべき処置
- ア 関係機関との情報連絡
- 緊急事態が発生した場合の情報連絡系統は、2(1)「被害・活動情報の伝達系統」により、情報の正確・迅速かつ的確な伝達を図る。
- 伝達すべき内容は以下のとおりとする。
- (ア) 事故発生場所
- (イ) 事故発生時間
- (ウ) 事故の様態（墜落、オーバーラン、火災発生の有無等）
- (エ) 搭乗人員及び負傷者の概数
- (オ) 機種及び搭載燃料
- (カ) 搭載している危険物
- (キ) 運航会社名、便名、登録番号
- (ク) 関係機関の会合地点
- イ 関係機関との連携による救急・救助活動
- (ア) 新潟空港及びその周辺で発生した場合
- 空港長は、空港及びその周辺における発災に関し関係機関と連携して迅速かつ適切な消火救難活動並びに救急医療活動を行う。
- a 現地合同指揮本部の設置.... 新潟空港事務所、自衛隊、県、警察機関、市、市消防局、市医師会、関係航空会社、日本赤十字社新潟県支部
- b 現場指揮所の設置..... 新潟空港事務所、自衛隊、市消防局、市医師会、警察機関、関係航空会社
- c 事故情報の提供..... 新潟空港事務所、関係航空会社、日本赤十字社新潟県支部
- d 現場医療地区の設営..... 新潟空港事務所、市消防局、新潟空港消火救難隊

第 3 節 航空事故災害対策計画

- e 乗客の避難誘導.....新潟空港事務所、警察機関、市消防局、関係航空会社、新潟空港消火救難隊、自衛隊
- f 負傷者の搬送.....新潟空港事務所、自衛隊、海上保安官署、市消防局、新潟空港消火救難隊
- g 現場医療応急手当.....新潟空港事務所、市消防局、市医師会、新潟市民病院、関係航空会社、新潟空港消火救難隊、日本赤十字社新潟県支部、新潟DMAT
- h 後方医療機関への負傷者搬送..市消防局、関係航空会社
- i 後方医療機関における治療.市医師会、新潟市民病院、日本赤十字社新潟県支部
- j 無傷者の収容対応.....関係航空会社

(イ) その他の市域で発生した場合

航空機事故による被災者に対し、県、警察、市、市消防局、市医師会等は連携して適切な消火救難活動並びに救急医療を行う。

a 合同対策調整会議への参加

県、市、警察等の関係機関が協調して応急対策を実施するため、必要に応じて現地において県が召集する「合同対策調整会議」に参加し、連絡調整を図る。

b 県

- (a) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
- (b) 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力依頼
- (c) 日本赤十字社新潟県支部及び公立医療機関に対する出動要請
- (d) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- (e) 自衛隊に対する派遣要請

c 県警察本部、各警察署

- (a) 負傷者の救出、救護
- (b) 遺体の収容及び行方不明者の搜索
- (c) 死傷者等の身元確認
- (d) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- (e) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

d 日本赤十字社新潟県支部

- (a) 救護所の開設
- (b) 負傷者に対する医療救護

(4) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

市長は、市域において航空事故による大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、市長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難指示

市長は地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により避難指示を行うものとする。

なお、避難指示については、第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を、住民

に周知するよう広報に努める。

なお、広報の方法等については、第 3 部第 1 章第 9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。

オ 行方不明者・遺体の捜索及び埋葬

航空事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第 3 部第 1 章第 24 節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。

(5) 消防局のとりべき措置

ア 出動体制

「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の航空機事故出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

新潟空港事務所との協定に基づき、緊密な協力のもと消火活動等を行う。

第 4 節 鉄道事故災害対策計画

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生するような又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とし、事故災害を未然に防止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対処するための体制及び対応について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 保健衛生対策部 各区本部
防災関係機関	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 県警察 各警察署 自衛隊 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部 県

1 鉄道事故予防対策

(1) 鉄道施設等の安全対策

ア 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき道路交通量の多い踏切での立体交差化、交通規制等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

イ 列車の安全運行の確保

鉄道事業者は、車輛の不燃化等の安全対策、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進するとともに、車輛、軌道、信号保安設備等の保守・点検を実施し、列車運行の安全性の向上に努める。

(2) 合同防災訓練の実施

各鉄道事業者、県、警察、その他の関係機関は、大規模な列車事故災害を想定した防災訓練の合同実施について検討する。市は、合同防災訓練が実施された場合は積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努める。

(3) 防災機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等についてあらかじめ協議・検討し、平時から連携の強化に努めるものとする。

なお、鉄道事故に関する連絡体制は資料編 表6-1-4-1 に示す。

2 鉄道事故応急対策

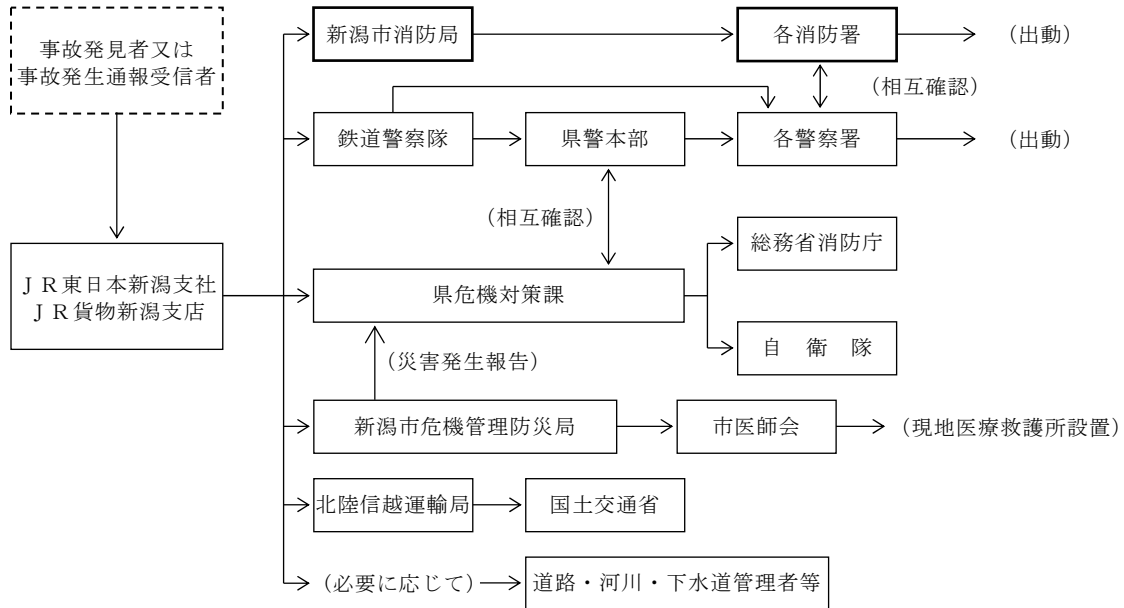
(1) 被害情報の伝達

鉄道事業者は、大規模な鉄道事故により多数の死傷者が発生するなど、地域住民に重大な影響を及ぼす場合は、直ちに次の経路により関係機関に通知する。

このほか、地域住民から事故発生情報がもたらされた場合、通報を受けた機関は、伝達系統図に基づき、関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、市は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

(伝達系統図)



(2) 応急体制の確立

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(3) 合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害の応急対策を円滑に実施するため、県が必要により招集する合同対策調整会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を図る。

(4) 主な関係機関のとるべき措置

ア 鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の事故対策マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

イ 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

(ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整

(イ) 医療及び死体の処理に要する資機材の調達

(ウ) 公立医療機関に対する出動要請

(エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請

(オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する出動要請

(カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 県警察本部、各警察署

(ア) 被害情報の収集

(イ) 負傷者の救出、救護

(ウ) 遺体の収容及び行方不明者の搜索

(エ) 死傷者の身元確認

(オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒

(カ) 現場広報及び報道対策

(キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

(ク) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確認及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

エ 日本赤十字社新潟県支部

第 4 節 鉄道事故災害対策計画

(ア) 救護所の開設

(イ) 負傷者に対する医療措置

(5) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部等の設置

市長は、市域において鉄道事故による災害が発生し、地域住民に重大な影響を及ぼす場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、市長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により、避難指示を行うものとする。

なお、避難の指示については、第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 災害広報

災害が発生し、地域住民に影響を及ぼす場合は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の方法等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。

オ 行方不明者や遺体の捜索及び埋葬

鉄道事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第24節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。

(6) 消防局のとるべき措置

ア 出動体制

「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

JR等関係機関に対して列車の停止等安全措置について協力を求める。

(7) 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア 初動対応

危険物、劇毒物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに消防局に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防局に対する確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

イ 二次災害の防止

現地に出勤した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、保健所等に連絡する。

第 5 節 道路事故災害対策計画

道路の被災（道路陥没、落橋、道路上での重大事故）等による多数の死傷者等の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の道路災害に対する対策について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 土木対策部 下水道対策部 環境対策部 水道対策部 保健衛生対策部 市民病院対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 県警察 各警察署 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 日本赤十字社新潟県支部 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 自衛隊

1 道路事故予防対策

(1) 道路の災害予防

ア 高速道路の災害予防

東日本高速道路株式会社は、施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

イ 国道、県道、市道の災害予防

- (ア) 道路管理者は、道路防災総点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。
- (イ) 道路管理者は、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、道路の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。
- (ウ) 道路管理者は、道路の安全確保の上で特に重要な構造物である橋梁及びトンネルについて、定期パトロールや定期点検を行うなど劣化や損傷の有無を調査するとともに、必要な改修、補修等を行い、災害予防に努める。

(2) 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防局、警察署等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助救急活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(3) 防災関係機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ明確にしておくものとする。

なお、道路事故に関する連絡先は資料編 表6-1-5-1 に示す。

(4) 関係機関のとるべき措置

ア 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所

救助・救急及び車両火災に際しては、新潟交通管制センターから市消防局に連絡する。

イ 北陸地方整備局、市

道路管理者は、警察、消防との連絡経路を明確にし、事故発生時には作業員等を現地に派遣できるような体制を整備する。

ウ 消防局

- (ア) 大規模な道路事故災害時に必要な救助工作車、高規格救急自動車等の整備に努める。
- (イ) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成に努める。
- (ウ) 迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努める。

エ 市医師会・市歯科医師会

大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合に、搬送患者を効率的に搬送す

第 5 節 道路事故災害対策計画

るため、受け入れ可能状況等の情報を、県、市町村、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

オ 建設業協会等

一般社団法人新潟市建設業協会等は、災害の発生に備え、市との「災害時における応急対策に関する応援協定」に基づき、応援業務に必要な建設機械、資材及び労力等を確保できる体制の整備に努める。

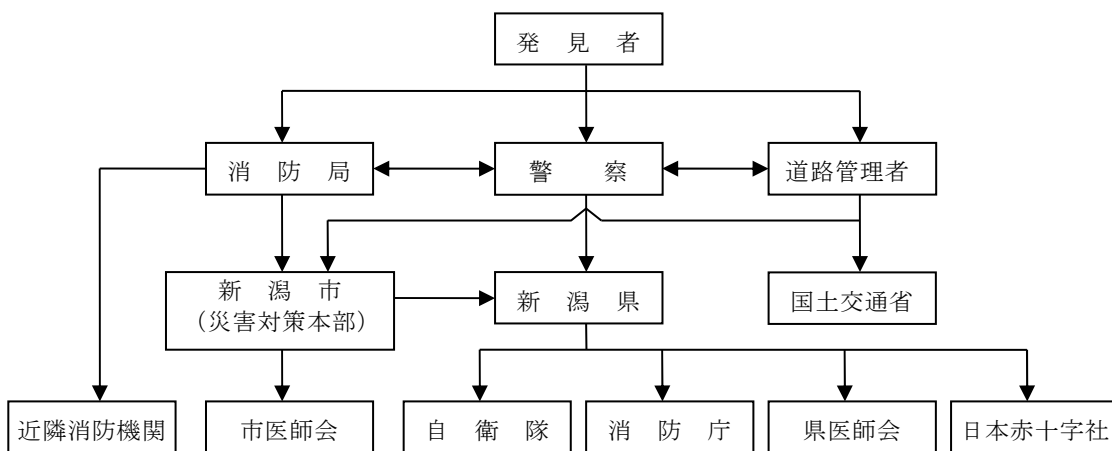
(5) 危険物の流出等に備えた資機材等の整備

消防局は、事故車輛等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え必要な知識及び技術の習得並びに化学消防車等の化学消防力強化に努める。また、道路管理者は、吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

2 道路事故応急対策

(1) 被害情報の伝達系統

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報を伝達するものとする。



(2) 合同対策調整会議

県は、道路管理者、市、警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

(3) 関係機関のとるべき措置

ア 道路管理者

道路管理者は、負傷者等の救助、及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

イ 県

- (ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
- (イ) 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請
- (ウ) 公立医療機関に対する出動要請
- (エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- (オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請
- (キ) 合同対策調整会議の開催

ウ 県警察本部、各警察署

- (ア) 被害状況の収集
- (イ) 負傷者の救出および救護
- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の搜索
- (エ) 死傷者の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の確保
- (カ) 現場広報及び報道対策

- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場の保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
- エ 日本赤十字社新潟県支部
 - (ア) 救護所の開設
 - (イ) 負傷者に対する医療処置
- (4) 市のとるべき措置
 - ア 災害対策本部等の設置

市長は、市域において道路事故による災害が発生した場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。
 - イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、市長が指名する。
 - ウ 地域住民に対する避難指示

市長は地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、避難指示を行うものとする。

なお、避難の指示については、第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じる。
 - エ 道路交通の安全確保

土木対策部及び各区本部は、道路、橋梁及びトンネルの被害（浸水・陥没等）状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、速やかに通行の禁止又は制限を行う。この場合は、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。
 - オ 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の方法等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。
 - カ 行方不明者・遺体の捜索及び埋葬

道路事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第24節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる
- (5) 消防対策部のとるべき措置
 - ア 出動体制

「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。
 - イ 関係機関との連携

警察、道路管理者等関係機関に対して、交通止等の必要な措置について協力を求める。
 - ウ 消防警戒区域の設定

積載危険物の流出等に対して、必要により消防警戒区域を設定する。
- (6) 応援要請及び応急復旧

市は、災害の状況に応じ、他の地方公共団体等に対し応援を要請するとともに県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。

応援要請については、第3部第1章第3節「応援要請計画」に準じる。

第 5 節 道路事故災害対策計画

(7) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出等が発生したときは、消防対策部、下水道対策部、水道対策部、環境対策部、各区本部及び警察署は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 消防対策部は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行うとともに、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水地区担当機関（水道対策部）に速やかに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

ウ 有害物質が、河川・海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び環境対策部環境総務班は必要に応じて環境調査を実施する。

第6節 危険物等事故災害対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス（液化石油ガスを含む。）、劇・毒物及び放射性物質等（以下危険物等という。）の施設（石油コンビナート特別防災区域内の施設を除く）における火災、爆発、及び漏洩等の災害において、防ぎよ活動の展開を迅速かつ的確に実施するため、体制及び資機材の整備を図るとともに、危険物等の取扱関係防災組織等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な活動を行うため、事前に必要な体制の整備を行う。

なお、石油コンビナート特別防災区域に係る事故対策については、「新潟県石油コンビナート等防災計画」による。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 危険物等事故災害予防対策

(1) 危険物施設安全対策

ア 立入検査及び指導の強化

消防局は、危険物施設に対し、次の事項について立入検査等又は指導を行う。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (イ) 危険物の運搬及び積載方法についての検査
- (ウ) 危険物の貯蔵、取扱方法等安全管理についての指導
- (エ) 危険物施設の管理者及び保安監督者に対する保安監督についての指導
- (オ) 地震動による施設等の影響に対する安全措置の指導
- (カ) 地震動による棚及び器材の転倒・落下の防止に対する指導
- (キ) その他法律に基づき検査、指導等の徹底

イ 貯蔵タンク等流出予防対策

消防局は、液体危険物を貯蔵する屋外タンクについては、防油堤の構造強化、流出油防除資機材の整備等により、流出防止又は被害軽減が行われるよう指導を強化する。

ウ 自主保安体制の確立

事業所の管理者は、危険物取扱施設で災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実と、事業所間の相互連絡体制の確立を図るため、その体制の整備に努める。

また、防災活動について、管理運営面の改善、必要な資機材の整備及び訓練を通じた防災技能の習熟・向上が図れるよう体制の強化に努める。

エ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(2) 火薬類製造施設及び高圧ガス製造施設等安全対策

ア 指導

事業所の管理者は、火薬類、高圧ガス及びLPガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携の下に、保安意識の高揚及び自主保安体制の整備等を重点に災害予防対策を推進する。また、消防局は、高圧ガス及び火薬類を業務として製造、貯蔵又は取扱いをしようとする者の実態把握に努め、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。特に、LPガスについては、市民生活に密着しているため、安全対策について取扱業者を指導し、周知徹底させる。

イ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(3) 毒物・劇物貯蔵施設安全対策

第 6 節 危険物等事故災害対策計画

ア 毒物・劇物管理

事業所の管理者は、県の指導等に基づき毒物及び劇物を安全に管理し、また災害発生時には消防活動の障害とならないよう適切な措置を講ずる。

イ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(4) 放射性物質使用施設安全対策

ア 放射性物質の安全対策

(ア) 放射性物質を取扱う事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等を遵守し作業の安全管理を確保することにより、放射線障害事故防止を図る。

(イ) 消防局は立入検査等の時期をとらえ、安全対策について指導する。

(5) 学校・研究施設等における安全対策

学校及び研究施設等で、危険物（少量危険物を含む。）、毒・劇物及び火薬品等が保管されている場合は、地震動等による転倒・落下で、混触や酸化による発火の危険性があるため、十分な対策を講ずる。

(6) 関係機関による安全確保体制の整備

ア 相互連絡体制

危険物等事故災害は、被害が短時間で広範囲に及ぶおそれがあることから、防災関係機関は迅速・的確な情報の伝達が必要である。

また、危険物等の性状・数量及び保管場所等により災害対応が変化することから、現状等の把握とそれら情報の共有化を行い災害の未然防止を図るため、防災関係機関等の連絡体制を整備するものとする。

イ 防災教育の実施

防災関係機関は、危険物等の施設における保安管理の徹底を図るため、危険物等の取扱関係者に対しあらゆる機会を捉え、次の事項について防災教育を実施するものとする。

(ア) 危険物等の性質・特徴等

(イ) 危険物等の貯蔵又は取扱い施設の保安に関すること

(ウ) 異常状態の発見方法及び事故災害発生時における応急措置

(エ) 関係法令等

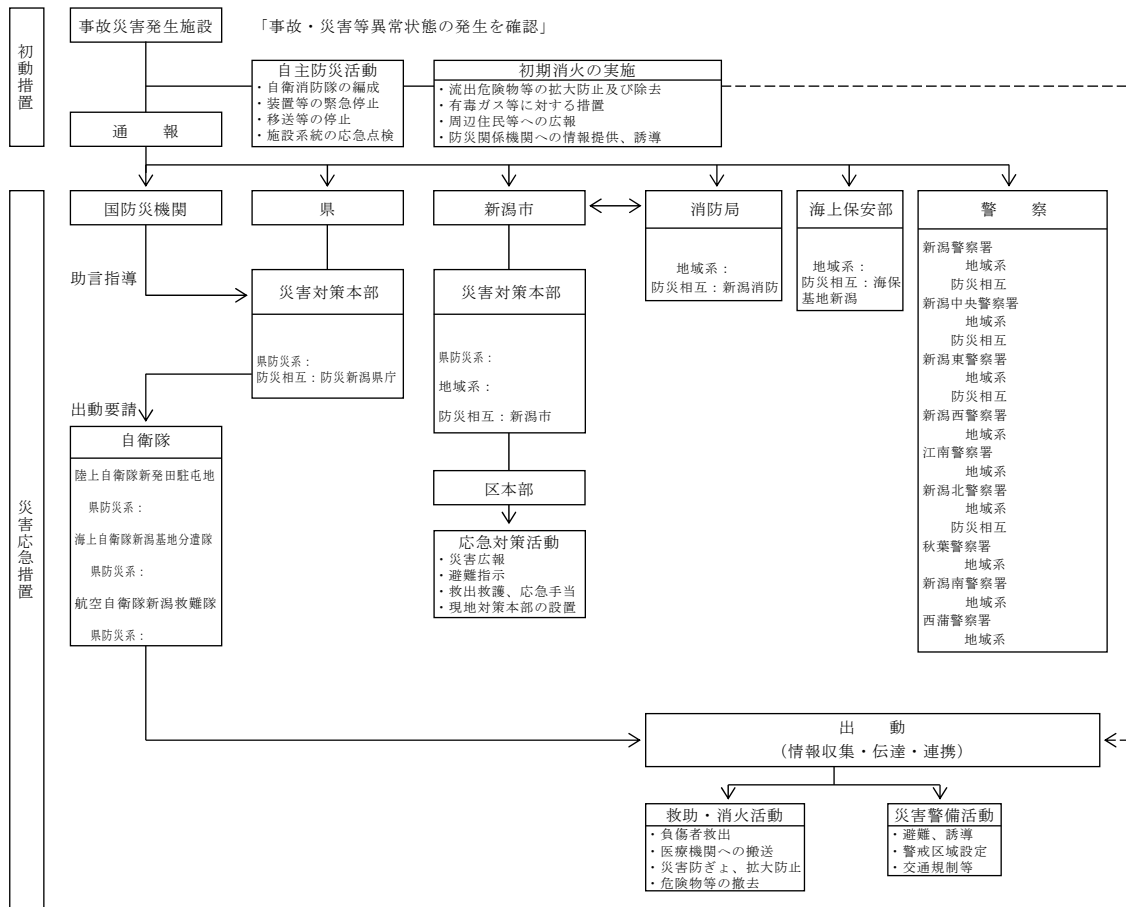
(オ) その他災害防災上必要な事項

ウ 防災訓練

事業所の管理者は、危険物等の施設において、危険物等の性状、地域の実態、特殊性を充分考慮し、事故災害防止活動の体制の確立を目的とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等と合同で訓練を実施し、相互の連携強化に努めるものとする。

2 危険物等事故災害応急対策

(1) 被害情報の伝達系統



(2) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

設置基準

市長は、市域において危険物等による大規模な災害が発生又は危険物等の漏洩・飛散等で人命に危険が及ぶおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

事故災害現場において災害応急対策を実施する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、市長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難指示

市長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により、避難指示を行うものとする。

なお、避難の指示については、第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 災害広報

人心の安全と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の方法等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。

第 6 節 危険物等事故災害対策計画

オ 行方不明者や遺体の捜索

危険物事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第 3 部第 1 章第 24 節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。

(3) 消防局のとりべき措置

ア 出動体制

「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の負傷者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

関係事業所に対して、情報の提供及び消火について必要な協力を求める。

ウ 消防警戒区域の設定

危険物の流出等に対して、必要により消防警戒区域を設定する。

第 7 節 大規模停電事故災害対策計画

現代社会生活に欠かすことのできない電気の長時間・広範囲の供給停止により、市民の生活に多大な影響を及ぼす大規模停電事故災害を未然に防止するとともに、事故災害発生時に迅速かつ適切に対処するための対応について定める。

実施担当	災害対策本部事務局　こども未来対策部　福祉対策部　保健衛生対策部 総務対策部　各区本部
防災関係機関	東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社

1 停電事故予防対策

(1) 電力施設の安全対策

ア 電力設備の安全化対策

電力施設は、建築基準法をはじめ、各設備に関する技術基準や電力保安通信規程等の設計基準に基づき設置されており、設備ごとに安全性に関し十分な分析を行うとともに、従来の経験や地域の気象特性等を踏まえ万全の予防措置を講ずる。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行う。

東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は二回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(2) 防災訓練の実施

東北電力ネットワーク株式会社は、大規模な停電事故災害を想定して、関係機関と連携した合同防災訓練の実施に努める。市は、合同防災訓練が実施された場合は積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化を図る。

(3) 防災機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等について、あらかじめ協議・検討し、平時から連携の強化を図る。

なお、防災関係機関との停電事故に関する連絡窓口は資料編 表6-1-7-1 に示す。

(4) 公共施設の機能確保

市役所及び区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の定期的な点検及び試運転等による機能維持及び懐中電灯等の応急資機材の確保を図る。

また、これ以外の公共施設にあっても、停電発生時に市民サービスの低下がないよう機能確保に努める。

なお、自家発電設備用の燃料について、民間事業者等と燃料の供給に関する協定を締結するなど、安定的な確保に努める。

(5) 通信の確保

市は、長時間の停電による電話回線の不通に備え、バッテリーを搭載した無線等停電時においても使用可能な通信手段の確保を図る。

2 応急対策

(1) 東北電力ネットワーク株式会社による応急対策

ア 停電状況の速報

市域において大規模な停電が発生した場合、直ちに停電地域及び戸数等の状況について市へ報告する。

第 7 節 大規模停電事故災害対策計画

イ 広報活動の実施

停電による社会不安の除去のため、広報車、テレビ、ラジオ、コミュニティーFM等を通じて、電力施設被害状況、復旧見通し等について周知を図る。

ウ 復旧活動状況等の報告

市へ情報連絡員を派遣し、停電の原因、復電の見通し、復旧活動の状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力等について、適宜報告する。

また、防災関係機関に対しても、必要な情報を随時提供する。

エ 電源車の配備

緊急電力の供給が必要な重要拠点施設へ電源車を配備し、電力の供給に努める。

オ 応急復旧工事

応急復旧工事については、第 5 部各章第 2 節「災害応急対策計画」に準じて実施する。

(2) 市による応急対策

ア 情報の収集、伝達

災害対策本部事務局は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、関係部局等に伝達する。また、市民に対し、適時適切な広報を行うことにより、市民の不安と市民生活の混乱の解消を図る。

イ 業務の機能確保

各対策部は、窓口業務をはじめとした市民サービスの低下を最小限に抑えるよう、迅速な応急対策を実施する。

ウ 医療機関の機能確保

保健衛生対策部医療対策班は、医療機関の状況を早急に把握するとともに、県、市医師会等の協力を得て医療機関の機能確保に努める。

エ 要配慮者対策

福祉対策部要配慮者班は、各区本部健康福祉班と連携し、必要に応じ、以下の方法により、要配慮者の安全確保を図る。

なお、安全確保にあたっては、地域の自主防災組織、自治会・町内会、介護等サービス提供事業者及び民生児童委員の協力を得る。

(ア) 戸別訪問、電話等による安否確認

(イ) 救護のための職員等の派遣及び必要な措置の実施

(ウ) 要配慮者向けの避難所の開設

第8節 原子力事故災害対策計画

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について定める。

実施担当	全部署
防災関係機関	各関係機関

1 対策範囲と災害想定等

(1) 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

ア 地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、以下のとおり発電所からの距離等に応じて区域等を区分している。

(ア) 即時避難区域（PAZ:Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。

避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30キロメートル圏外への避難を実施する。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

即時避難区域（PAZ）
柏崎市の一部
刈羽村

(イ) 避難準備区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）

半径概ね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。

緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

避難準備区域（UPZ）
柏崎市の一部
長岡市の一部
小千谷市
十日町市の一部
見附市
燕市の一部

上越市の一部
出雲崎町

(ウ) 放射線量監視地域 (UPZ外)

UPZの外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄等の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

イ 発電所と本市の位置関係

本市は、発電所から約35～80キロメートル先に位置しており、放射線量監視地域 (UPZ外) に属し、発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、発電所周辺自治体からの避難者受け入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。

(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故 (原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。) を想定する。

(3) 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針 (以下「原災指針」という。) で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

イ 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

ウ 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(4) 市、県、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、資料編 表6-1-8-1に示す。

(5) 用語の解説

本計画における主な用語の解説は、資料編 表6-1-8-2に示す。



市町村による原子力安全対策研究会
「実効性のある避難計画（暫定版）」より

2 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

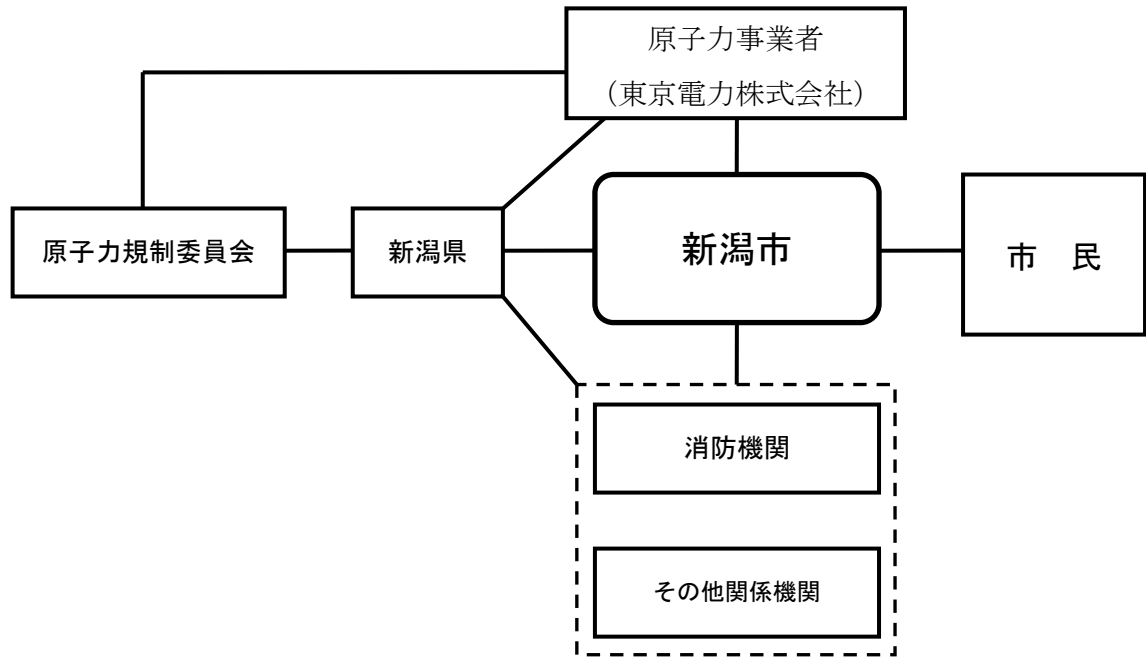
ア 市と関係機関との連携体制の確保

市は、国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他関係機関との間において、確実な情報の収集及び連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

- ・ 原子力事業者からの連絡を受信する窓口
- ・ 防護対策の連絡方法
- ・ 関係機関等の連絡先

(伝達系統図)



イ 情報の分析整理

(ア) 人材の育成及び専門家の活用

市は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

(イ) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のネットワーク化に努める。

ウ 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳や停電等への対策に十分留意する。

(2) 災害応急体制の整備

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

ア 警戒配備に必要な体制等の整備

市は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成なども行う。

イ 関係機関相互の連携体制

市は、平常時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

ウ 専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(3) 屋内退避・避難等に係る体制

市は、国、県、県内各市町村及び関係機関と協力し、円滑に避難等の対応が実施できるよう、情報共有できる体制を整備する。

また、市は、県及び市町村と連携した屋内退避・避難のための計画を作成する。

ア 屋内退避・避難計画等の作成

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者及びその他関係機関と連携をとりながら、屋

内退避・避難のための計画の作成、及び実施に必要な情報伝達方法や実施状況の確認等、必要な体制の整備に努める。

(ア) 病院、社会福祉施設等の体制の整備

病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難計画の作成に努める。

(イ) 学校等施設における体制の整備

学校等施設の管理者は、園児、児童、生徒及び学生の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画の作成に努める。

イ 屋内退避・避難等の周知体制

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

市は、情報板等の整備や緊急車両の円滑な運行確保、緊急物資の輸送体制の確保に係る道路交通管理体制の充実に努める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

市は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の市民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

(6) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

ア 情報伝達手段の整備等

市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に発信できるよう災害情報伝達手段などの整備を図る。

イ 市民相談窓口の準備

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

ウ 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(7) 原子力防災に関する市民への普及啓発

ア 市民に対する普及啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、国、県と連携した広報活動を実施する。

イ 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(8) 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して行う。

(9) 防災訓練の実施

市は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

(10) 他自治体からの避難者の受け入れ

県は、災害の状況により、市町村の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難者の受け入れ、並びに避難経路所及び避難所の設置を要請する。

本市は、県から避難区域の市町村の避難住民の受け入れの要請があり、受け入れが可能な場合は、避難経路所及び避難所となる施設を示したうえで受け入れをする。

3 災害応急対策

(1) 災害対策本部等の設置基準

市長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

本部等設置基準

配備区分	設置基準	活動体制
1号又は 2号配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部
3号又は 4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部

ア 災害警戒本部の設置

(ア) 災害警戒本部設置基準

危機管理監は、1号及び2号配備体制の設置基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。

(イ) 警戒本部設置場所

本部は、危機管理防災局に設置する。

(ウ) 組織

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

(エ) 所掌事務

警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- a 発電所等の事故に関する情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供
- b 応急対策の検討、調整及び実施
- c 国・県等との情報の共有等
- d 関係機関との連絡調整
- e 市民等への広報
- f 報道機関への情報提供
- g 災害対策本部の立ち上げ準備
- h その他必要な事務

(オ) 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

- a 災害対策基本法に基づく、災害対策本部が設置された場合
- b 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- c その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

イ 災害対策本部の設置

(ア) 災害対策本部設置基準

市長は、3号及び4号配備体制の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、新潟市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。

(ウ) 組織

組織の編成及び動員体制については、第 3 部第 1 章第 1 節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

(エ) 所掌事務

災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- a 原子力災害の避難、屋内退避、受け入れに係る準備情報及び指示並びに解除に関すること
- b 原子力災害の複合災害対策に関すること
- c 災害対策本部の出動体制及び解除の決定に関すること
- d 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- e 避難経路所及び避難所の開設並びに閉鎖に関すること
- f 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関すること
- g 災害対策経費の処理に関すること
- h その他災害対策に関する重要事項に関すること

(オ) 災害対策本部の廃止

次の場合は災害対策本部を廃止する。

- a 原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- b 市長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

ウ 応援要請及び職員の派遣要請等

(ア) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

(イ) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

エ 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を求める。また、市長は自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求める。

オ 防災業務関係者の安全確保

(ア) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、国、県の指導下で適切な被ばく管理が行われるよう配慮する。

(イ) 防護対策

- a 市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- b 市は、関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(ウ) 防災業務関係者の放射線防護

- a 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- b 防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市は市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を災害対策本部に置く。
- c 市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

第 8 節 原子力事故災害対策計画

- d 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- e 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

(2) 屋内退避・避難等の防護活動

ア 方針

市は、緊急時において、市民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、市民の安全確保を図るものとする。

イ 屋内退避・避難等の指標

市は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の概況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

ウ 屋内退避・避難等の対応方針

(ア) 屋内退避・避難等の判断

市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、当日の気象条件、緊急時モニタリング結果、県からの放射性物質の拡散予測等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。ただし、市民の安全を確保するために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

(イ) 屋内退避・避難等の周知及び誘導

市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び避難誘導に際して避難計画に基づいて実施する。

エ 屋内退避・避難の実施

(ア) 屋内退避指示

市長は、県から、市民等が屋内退避すべき区域の連絡を受けた場合には、市民等に対し速やかに屋内退避するよう指示する。

a 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

b 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

(イ) 屋内退避の実施における留意点

a 市は、市民等に屋内退避の方法について周知する。

b 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

c 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。
なお、市は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内避難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。

(ウ) 市長による避難指示等

市長は、内閣総理大臣や県知事の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示を行う。

(エ) 避難手段

市長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶、飛行機等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段による避難を市民等に指示する。

自家用車両による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞くとともに、渋滞緩和に向けた対策を要請する。

また、市は、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う。

(ウ) 避難の実施

市は県及び関係機関と連携して、線量率の測定結果、気象条件等を考慮した避難誘導を実施する。

市の区域を超えた避難等を行う場合は、県が受け入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は受け入れ先の市町村と協議の上、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

市は、県が示す受け入れ市町村の避難所等に避難を誘導する。

(カ) 避難の実施における関係機関の連携

- a 市は、県及び県警察等の関係機関と協力し、市民が円滑に避難できるよう連携するとともに、受け入れ市町村と協力し、避難先への誘導及び情報連絡体制の構築を図る。
- b 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民等に周知する。
- c 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。
- d 市は、県と協力し、あらかじめ定められた方法により戸別訪問、避難所における確認等、市民の避難状況を確認する。

また、避難指示を行った後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

(キ) 放送機関による屋内退避・避難の指示等の放送

放送機関は、屋内退避・避難の指示等があったときは、各放送機関のマニュアル等に基づきその内容を速やかに放送する。

(ク) 要配慮者の支援

- a 市は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難を近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。
- b 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、要配慮者の避難や避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に配慮し、健康状態の把握に努める。
- c 市は、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。
- d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(ケ) 病院、社会福祉施設、学校等の対応

a 病院等施設

病院等施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難又は他の医療機関へ転院させるほか、外来患者等の帰宅等の支援に努める。

b 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者を避難させるほか、利用者の帰宅等の支援に努める。

c 学校等施設

学校等施設の管理者は、園児・児童・生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員・保護者等の引率のもと、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。

また、園児・児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を報告する。

第 8 節 原子力事故災害対策計画

オ 市外避難所等の運営

市は、市外において避難所が設置された場合には、避難先市町村、住民組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。

(ア) 現況把握

市は、初動期において、避難先市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数をはじめ現況を把握する。

(イ) 避難者に対するケア

市は、初動期に、避難先市町村、県、関係機関等と協力し、避難所において各種の避難者ケアを実施する。

(ウ) 避難者に対するケアの引き継ぎ

市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難先市町村と協議の上、引き継ぐものとする。

カ 屋内退避・避難者の生活支援

(ア) 方針

市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避・避難者向けの生活支援に努める。

(イ) 物資の協力要請

市は、屋内退避場所・避難所において必要となる飲料用保存水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達の必要がある場合には、県に調達の協力要請等を行う。

(ウ) 物資の集積場所及び受け入れ・仕分け

市は、あらかじめ物資の受け入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

(エ) 物資供給の広報

市は、県と協力し、屋内退避・避難者へ円滑な物資供給を行うため、物資の供給場所、供給時間等について広報を行う。

(オ) 物資の配布等

市は、避難所等においては、自治会・町内会、自主防災組織等を通じて、要配慮者を優先しながら物資を配布し、避難所以外の屋内退避・避難者に対しても、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

(カ) ライフラインの供給確保

電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、屋内退避・避難中の供給を確保する。

キ 屋内退避・避難の解除

(ア) 屋内退避指示の解除

市長は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

(イ) 避難指示等の解除

市長は、内閣総理大臣の指示又は、緊急時モニタリングの結果、市域における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、県との協議により市民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

ク 治安の確保及び火災の予防

市は、屋内退避・避難対象区域等の治安の確保について、県警察と協議し、万全を期す。特に、避難の指示を行った地域及びその周辺においては、国・県の協力を得ながら、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施する。

火災予防については、消防局とともに、火災予防に努める。

ケ 医療活動

(ア) 医療措置

市は、緊急時に県が行う健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

- (イ) 安定ヨウ素剤の予防服用
市は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を迅速かつ適切に服用できるよう、備蓄する県と配布及び服用時の指導等について必要な措置を講じる。
- コ 避難者等の受け入れ
市は、県又は、応援協定に基づき他市から避難者の受け入れ並びに避難経由所及び避難所の設置について要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の人数・要配慮者の有無等について確認し、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。
- (3) 社会的混乱防止
- ア 交通規制等の実施
県警察及び避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会と、相互に密接な連絡を取る。
県警察は、市と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市管理道路の規制等の措置を実施する。
なお、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から実施する。
- イ 自主避難・買い占め等への対策
- (ア) 自主避難等
市は、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。
このため、市民等の状況を常に把握するとともに、市民等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。
- (イ) 適切な流通の確保
市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講ずる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限
- ア 飲料水、飲食物の摂取制限
市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合又は市として必要性があると判断した場合、飲料水の検査を実施する。
食品についても、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査へ協力するほか、独自調査を実施する。
市は、原災指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限が必要な場合には、必要な措置を講ずる。
- イ 農林水産物等の採取及び出荷制限
市は、原災指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、採取、漁業の禁止、出荷制限等の措置を講じるよう指示する。
- (5) 緊急輸送活動
- ア 方針
市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。
- イ 緊急輸送体制の確立
- (ア) 緊急輸送の実施
市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (イ) 支援の要請

市は、人員・車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

ウ 緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通手段と経路の確保に必要な措置をとる。

4 災害復旧対策

(1) 緊急事態解除宣言後の対応

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発表した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

(2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

(3) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

(4) 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知する。

(5) 災害地域住民に係る記録等の作成

ア 被災市民の記録

市は、避難及び屋内退避を実施した市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において実施した措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

イ 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

ウ 証拠書類の記録

市は、市民等が原子力災害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。

(6) 被災者等の生活再建等の支援

ア 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給や、その迅速な処理のための支援に努める。

イ 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置及び心身の健康の保持・増進について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市外へ避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体からできる限りの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(7) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係機関・団体とともに、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客等の誘致等のための取り組みを実施する。

(8) 被災中小企業者・農林水産業者等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、各種貸付及び制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置に努めるほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。